

令和4年1月から

タックスアンサーが 変わります

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。是非ご利用ください。

The screenshot shows the Tax Answer website interface. A red box highlights the 'よく見られているページ' (Popular Pages) section on the right, which lists 10 common tax questions. A callout bubble points to this section with the text 'よく見られているページを表示' (Display popular pages). Another red box highlights the '自分に合った状況から探す' (Search by situation) section, which includes a 'スタート' (Start) button. A callout bubble points to this button with the text '条件から回答を絞り込む検索機能を追加【裏面へ】' (Add search function to narrow down answers by conditions [to back page]). A third red box highlights the '分野から探す' (Search by category) section, which features icons for various tax topics like '確定申告' (Tax Return), '病気・入院' (Sickness/Hospitalization), '土地・建物' (Land/Buildings), '相続' (Inheritance), '貯蓄・投資' (Savings/Investment), and '退職・年金' (Retirement/Pension). A callout bubble points to this section with the text 'ライフイベント等に応じた検索機能を追加' (Add search function according to life events, etc.).

国税庁 タックスアンサー



国税庁 法人番号7000012050002



スマホでのご利用
はこちらから！

新検索機能

「自分に合った状況から探す」では、4つの質問に答えることで、必要な情報を探ることができます。

Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

個人向け

個人事業主向け

企業向け

Q2 何に関する情報を知りたいですか

申告・納税・年末調整

給与・退職・年金など

医療・介護・保険・障害

土地・建物

金融資産

相続・贈与

その他

Q3 どのような状況について知りたいですか

妊娠、出産をした

医療費を支払った

介護をしている

Q4 税目等について選んでください

所得税

Answer 以下の情報が見つかりました。

- 1100: 所得控除のあらまし
会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者
- 1120: 医療費を支払ったとき(医療費控除)
会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者
- 1122: 医療費控除の対象となる医療費
会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者

※ 画面はイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

その質問、 チャットボットに 相談してみませんか？

所得税の確定申告

のご相談は

令和4年1月11日から

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



税務職員ふたば

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



スマホでのご利用
はこちらから！



国税庁
税務相談チャットボット



こんばんは！ 税務職員ふたばです！
所得税の確定申告でよくあるご質問にお答えします。
今日はどんなご用ですか？

質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

▼

- 確定申告に必要な書類を調べる
- 確定申告が必要か判定する
- 医療費控除/住宅ローン控除/ふるさと納税など
- よくある状況別に調べる
- その他メニュー

医療費控除を受けるにはどうすればいい？

2 文字で入力する

質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報の [リンク](#) をクリック



国税庁
税務相談チャットボット



医療費控除を受けるにはどうすればいい？

「医療費控除の申告手続と必要書類」ですね。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、この明細書を添付した確定申告書を税務署に提出する必要があります。

なお、医療費の領収書は、税務署に提出する必要はありませんが、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

参考情報:

- [医療費を支払ったとき（医療費控除）](#)
- [医療費控除を受ける方の記載例（令和2年分・年末調整を受けた給与所得者が医療費控除を受けるとき）](#)

- ・チャットボットは、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。